

川西市予防歯科センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 23 号

川西市予防歯科センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川西予防歯科センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和55年川西市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号エ中「時間は、」の次に「8月13日から15日まで（前号アに掲げる日を除く。）並びに」を加え、「ア、ウ、エ及びオ」を「同号ア、ウ、エ及びオ」に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。